

2022年5月24日

特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 様

東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東
株式会社 Coo&RIKU 東
代表取締役社長 小林



回答書

2022年2月25日付「申入れ書」による「COO&RIKU ペット売買契約書」に対するご質問につきまして、下記の通り回答させていただきます。

記

1. 第1条及び第5条に関して

ご指摘の条項に関して、債務不履行解除、詐欺・錯誤・未成年者・不実告知等に基づいて取り消し、及び、契約不適合責任等の民法、消費者契約法、その他法令の適用を排除したものではありませんが、契約書の第8条で「本契約に定めのない事項又は本契約の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意を持って協議し解決するものとする」とされており、消費者が契約書の第1条及び第5条のみでしか請求できないという誤解は生じないものと思料します。

よって、従前の回答で問題なく変更の必要はないと思料しております。

以上